

英 国

(年金法の改正によるSRI等の促進)

- ・ 2000年7月の年金法の改正による年金基金の受託者が行うべき情報開示項目(運用に関する意思決定に適用される基本原則)における投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する項目の追加。

(地域振興税額控除によるコミュニティ投資の促進)

- ・ 慈善団体や社会的企業を対象とした社会的目的のための融資を行う金融機関等への預金等について、預金等額の5%に相当する額を投資初年度から5年にわたって所得税又は法人税から控除することができる制度の導入(2002年)

(ACCOUNTING AND REPORTING BY CHARITIES : STATEMENT OF RECOMMENDED PRACTICEの改正によるSRIの拡大)

- ・ 慈善団体の資金運用について、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する開示の義務化。

《SRI等の環境投資の拡大のための関連施策の進捗状況》

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)に基づき、事業者及び国民が投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案して投資を行うように努めることを目指しています。

SRI等の普及促進等の課題も含めて検討すべく、「環境と金融に関する懇談会」において議論された結果を踏まえて、『環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて』報告書が公表されています。報告書の提言を踏まえ、SRI等のさらなる促進を図るために、SRI等に馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、SRI等の考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資に関するシンポジウム」が、平成18年8月に開催されており、約400名の参加を得ています。

あわせて、SRI等の環境投資の拡大に向け、以下の支援措置が講じられています。

- ・ 環境配慮型経営促進事業
- ・ 環境ファンド等への出融資
- ・ 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業
- ・ 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業
- ・ コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

これらの施策等の効果もあり、エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加しています。

《責任投資原則(PRI)に従ってSRI等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかた》

企業の取組情報の提供は環境報告書によることが効果的です。環境省では、これまで環境報告書ガイドラインを公表して企業の環境報告書の普及に努めてきており、年々作成・公表している企業数は増加傾向にあります。

平成19年6月に公表された「環境報告ガイドライン2007年版」の策定に当たっては、金融機関が参加しており、金融のグリーン化の項目が追加されました。環境報告書の普及のためガイドラインの説明会やシンポジウムの開催が検討されています。

今後の課題等

日本におけるSRI等のデータと欧米のデータの対象範囲に違いがあるなど、正確な調査結果の比較が困難であることから、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。平成19年度末までには調査結果が判明するため、調査結果を踏まえた施策を検討することが予定されています。

平成20年度において環境配慮促進法の見直しに向け、検討が行われます。

「環境と金融に関する懇談会」の内容を踏まえ、平成19年度において環境金融普及促進事業を行い、投資家に資する情報を整理し、シンポジウムを開催する等の普及啓発を行っています。環境金融普及促進事業の一層の推進を図るため平成20年度予算概算要求において、さらなるSRI等の普及促進を図るため、国民に対する環境を含めた金融教育も踏まえたガイドラインの公表が検討されています。

SRI等の環境投資は、そのインセンティブ効果をかんがみますと、政策金融的な側面を捉えることが可能であり、効果的な政策ツールとしてその拡大に向け抜本的な対策を採ることが有効です。機関投資家や公的年金の資金をSRI等に振り向けるためにも、海外事例等の良い事例を参考に、具体的な施策を確立することが求められます。

4．長期的な視野をもった科学技術、環境技術、政策手法等の基盤の整備

持続可能な社会の実現を図る上では、環境保全上の支障を未然に防止することが不可欠であり、環境問題が複雑化、多様化する今日においては、科学的不確実性の高い段階であっても可能な限り予防的に環境保全に取り組むことがますます重要となっています。

このような取組を支えるためには、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を図ることが必要不可欠であり、また、これらの基盤は相互に密接に関連していることから、その一体的な整備に取り組んでいくことが求められます。

また、科学的不確実性の下で長期的対策を講じるという観点からは、科学技術、環境情報などの基盤をいかしつつ、超長期の展望を提示し、それを踏まえた対策を講じるという新たな手法の整備が求められています。その際、長期的な視野を持ってこれらの基盤の整備を図る必要もあることから、超長期の展望と各種基盤は相互一体的に整備していくことが重要です。

第三次環境基本計画においては、科学技術の推進により、環境と経済の好循環に貢献すること、予防的・予見的対策に資する研究を進めること等により、科学的不確実性のある段階での適切な対応策を促進し、未然防止型の環境対策への転換を促進することを中長期的な目標としています。

環境情報に関する国民の満足度は平成14年度、平成15年度と10%前半で横ばいでしたが、平成18年度に4人に1人が環境情報に満足している状況となりました。しかしながら、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況です。

(参考)「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)					環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17	H18		
環境情報に関する国民の満足度	(%)	13.3	13.7	—	—	24.5	90%超

重点調査事項：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、

- a) OECDが示している環境指標の3分類（環境への負荷、環境の状態、対策）に合致した環境情報について、関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況
 - b) 問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報を環境指標と関連させて収集する必要性があるが、現状や将来の方向性
 - c) 上記3分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうか、現状と課題
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を策定し、持続可能な社会の構築のために必要な環境情報の範囲や優先して収集すべき情報、環境情報の収集、整理、保存、行政における利用及び国民への提供のあり方、地方公共団体とその研究機関、また民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、及び諸外国、特に、我が国と地理的、経済的に密接な関連を有し、また、環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域との連携協力のあり方について定めることとされています。

また、環境情報の一体的かつ体系的な整備を進めていくために、環境情報の整備・提供に関する国民からの意見を集約し、情報の整備の調整又は総括を行う機能の充実・強化を図ることとされています。

さらに、環境情報の整備を行う上での制度的課題を抽出し、必要な検討を開始することとされています。

主な取組状況等

《OECDが示している環境指標の3分類（環境への負荷、環境の状態、対策）に合致した環境情報についての関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況》

各環境情報のメタデータを集計し、環境情報の収集、提供、保存の現状と傾向を調査した結果、全体的な傾向として、1年周期で定期的に収集され、ホームページと印刷物の両方による提供（政府全体としての300件のホームページ公開率は100%。

データの出典元におけるホームページ公開率は77%（日本語に限る）、電子媒体と印刷物の両方による保存が多数を占めていました。

政府内での環境情報の統合的な整理管理体制はなく、それぞれの府省内における個々の担当部署が、情報の収集、整理、管理を行っている例が多くなっています。環境省では、環境白書や環境統計集等において、環境省及び他の政府機関が取りまとめる各種環境情報を整理し公表しています。

《問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報についての環境指標と関連させた収集の現状や将来の方向性》

関係府省への調査の結果、統計情報を環境指標と関連させて収集している例は少ないですが、収集した統計情報を環境指標と関連させて、個々の政策立案などに反映させています。

環境省では、平成14年から毎年発行している環境統計集において、基本的にOECDにより提唱された「負荷」、「状態」及び「対策」の3分類を踏まえつつ、「負荷」と、その背後にある「人間活動」を「環境への負荷等の駆動力（driving force）」として捉え、情報を収集しています。

環境に関する情報は、環境省以外にも複数省庁から提供されており、環境指標を踏まえ、各種情報を結びつけることが、問題の分析等においても有効です。この点については、今回の調査において、関係府省からも、関係府省が収集した情報を、環境省において横断的に関連づけることが望ましいとの意見が提出されています。

これらを踏まえ、各省庁が有する関係情報を共有化し、環境指標とその背景となる社会経済に関する情報を連携させて一元的に提供ができるような情報収集・提供の在り方を検討する必要があると考えられており、今後、環境情報戦略を策定していく中で検討を行っていくこととされています。

なお、新統計法における統計調査の調査票の二次利用については、学術研究目的等のための利用というニーズに応えるため、秘密の保護に十分配慮しつつ、

- ・委託による統計の作成（調査実施者が、一般から個別のオーダーを受けて調査票情報を用いた集計等を行い、その結果のみを依頼者に提供するもの。いわゆるオーダーメイド集計）
- ・匿名データの作成及び提供（調査実施者が、調査票情報を個々の調査対象者の識別ができないよう加工し、一般からの求めに応じて提供するもの）を制度化し、学術研究等の一定程度の公益性が認められる場合、これらの制度を利用させることができるようになりました。

《上記3分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうかの現状》

各種の環境に関わる統計情報を、環境省において環境統計集として集約するに当たり、3分類に区分し、体系的に整理しています。

各府省のホームページなどにおいて、国民に分かりやすい形（過年度の調査結果との比較、図表やグラフによる表示、解説付き等）で公表しています。

例：生物多様性情報システム（J-IBIS）、PRTRデータ集計・公表システム

環境省では、各種の環境にかかわる統計情報を各課題ごとに体系的に整備するとともに、問題ごとに集約する等、国民に分かりやすく提供する主なものとして、環境統計集の発行以外にも次の取組を行っています。

- ・環境省ホームページにおいてデータを公表。こうした統計情報も含めた環境に関わる情報源データベースとして環境情報総合データベースを運用。
- ・環境・循環型社会白書における統計情報の図表化や詳しい分析の追加。普及のための、環境白書、図で見る環境白書、こども環境白書、英語版図で見る環境白書の作成・発行。

今後の課題等

今後、提供内容や提供方法等について、より一層工夫を凝らし、国民ひとりひとりの行動に結びついていくよう、各省連携して情報提供を行っていく必要があります。

特に、環境情報のニーズは、情報を利用する主体によって大きく異なっていることから、利用者のニーズに合った情報提供形態を確保する必要があります。また、情報の即時性・正確性を確保するほか、情報の受け手の参画・協働の推進を促すために双方向性（コミュニケーション）の確保についても留意していく必要があります。

温室効果ガス排出量の数値については、暫定値という形ですが、かなり統計情報として早く公表できるようになってきています。今後とも、速やかな統計情報を公表できるよう、改善に努めることが求められます。

平成18年度に環境情報・環境統計の現状、ニーズ及び課題について専門家による検討が行われていますが、この検討結果も踏まえて、平成19年度は「環境情報戦略」の策定に向けた課題と基本的な方向について、さらに発展的な検討を行うため、政府全体を対象に、専門的な見地から活発に議論を行う必要があります。

重点調査事項：戦略的環境アセスメントの取組状況

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、

- a) 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題
- b) 共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理

について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

欧州連合等の加盟国や一部の地方公共団体においては、上位計画が及ぼすおそれのある環境影響への配慮に関する、評価書等の作成や環境部局と関係機関との協議等が制度化されていること等から、それらの進展状況や実施例を参考にし、国や地方公共団体における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントに関する共通のガイドラインの作成を図ることとされています。

これらの取組を踏まえ、欧州等諸外国における戦略的環境アセスメントに関する法令上の措置等も参考にしながら、上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組を進めることとされています。さらに、政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされています。

また、諸外国や地方公共団体の取組状況や実施例に関する情報の収集・提供、地方公共団体の取組に対する技術的支援等を推進することとされています。

主な取組状況等

《個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状》

国土交通省では、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に関して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、事業者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなど、より良い計画作り

に取り組んでいます。

道路、河川、空港、港湾等の公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドライン等が提示されるなど、関連する取組みが進展しています。

《共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯》

学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、上位計画のうち位置・規模等の検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法等を示す戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを取りまとめました。

今後の課題等

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、事業の特性や戦略的環境アセスメント導入ガイドライン等を踏まえて実施事例を積み重ねることとしています。

また、それら取組の状況等を踏まえてガイドラインを不断に見直すこととされています。

さらに、環境省において、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされています。

5 . 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進

地球規模や地域レベルの環境問題に対応する国際的な枠組みは、環境問題が広がり、深まりを見せていることから、今後ますます重要となっていくものと考えられます。

近年、地域的な経済連携の枠組みとして経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）等を推進する動きが活発になっていますが、これらの動きの中では、環境に関する規定を協定中に盛り込むなど、環境分野への配慮がなされてきています。

また、国際環境協力を担う主体として、様々な特徴を有する民間の役割が増大しており、それを支える施策を国が講じていく必要があります。国、政府系機関、地方公共団体、事業者、NGO/NPO、学術研究機関など多様な主体が連携・協働し、それぞれの力を相乗的に発揮するための仕組みや場の構築が課題となっています。

第三次環境基本計画においては、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及すること」を目指して施策を講じていくことを中期的な目標としています。

環境関係条約や議定書の締結など、ルール策定は一段落しています。現在は策定したルールの実施が重要な課題となっています。
 国連等国際機関への就職に向けての広報、必要な機会・経験の付与等の実施により、国際機関における邦人職員数は増加傾向にあります。

(参考)「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた 指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)							環境基本 計画上の 目標等
		H14	H15	H16	H17	H18		
我が国の環境関係条約・議定書の締結数とその履行状況	【我が国が署名した条約等の数】	[条約数]	17	17	17	17	17	—
		[議定書数]	4	5	5	5	5	—
		[附属書数]	0	0	0	0	0	—
	【我が国が必要に応じ国内法令等を整備し批准した条約等の数】	20	21	22	22	22	—	
代表的な国際環境機関で勤務する日本人職員の数	(人)	44	41	46	53	46	—	
人材育成支援のための研修受け入れ人数(累積)	(人)	2,800	3,412	2,751	—	—	—	
国際的取組を行っているNGO/NPOの数	(団体)	—	—	371	—	465	—	

重点調査事項：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているか検証しました。

具体的には、

- a) FTA/EPAを含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況
 - b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組みの検討状況
 - c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向
- について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

貿易と環境に関する世界的枠組みについては、我が国の方針を一層明確にしつつ、世界的な貿易協定の中での貿易と環境の相互支持性の強化に関する議論に参加することとされています。

また、我が国は、EPA/FTAを含む貿易自由化に伴い生じ得る環境面でのプラスの影響（環境上健全な物品の国際的普及等）を最大化し、マイナスの影響（過剰利用による資源の枯渇等）を防止するよう努めることとされています。

主な取組状況等

《FTA/EPAを含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況》

現在、東アジア諸国を中心に経済連携協定の締結交渉を精力的に進めており、2006年以降では、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で二国間協定の署名を行っています。

こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易や投資を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

・フィリピン

協力章における10の協力分野のうちの一つに、「エネルギー及び環境」をとりあげており、署名にあたっての共同声明において、エネルギー及び環境分野の事業

計画として、クリーン開発メカニズム(CDM)事業の促進等について協力するほか、有害固形廃棄物の管理における協力を検討することとしており、物品章で輸出入品の環境規格適合メカニズムの活用について両国間の協力を規定しています。

また、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置を緩和することにより投資を奨励することが適当でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。その他、外相書簡を交換し、両国がバーゼル条約に従い、既存の及び将来の法令や規則の下で日本からフィリピンに有害廃棄物が輸出されないための措置の採用や実施を妨げないことを確認しています。

・タイ

日タイEPAがいかなる意味においても日本国とタイ王国の間における有害廃棄物の不法取引を助長するものではないこと、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の下での権利及び義務等を再確認する旨の外相書簡を交換しています。

また、協力分野として環境を挙げる他、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。

・チリ

EPA署名時に、環境への考慮の重要性を強調するため、環境に関する共同声明を發出しています。この共同声明では、環境政策と貿易政策が持続可能な開発を達成するため相互に支え合うべきものであることや、高い水準の環境保護の追求、環境に関する国際協定の下での両国の約束を遵守することなどを確認しています。

・ブルネイ

エネルギー章においてはエネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化するよう努めること、前文においては、経済的開発や環境保護等が、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること等を認識するなど、環境への配慮をEPAに盛り込んでいます。

また、EPA署名時の首脳間の共同声明においては、気候変動問題の重要性や、環境保全とバランスの取れた持続可能な経済開発の重要性を確認し、また、気候変動問題に対応するための日本の提案「美しい星50」についても言及しています。

・インドネシア

エネルギー及び鉱物資源章において、エネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化するよう努めることを規定し、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適切でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。

また、協力章では協力分野の一つとして環境を挙げています。

今後の課題等

発展途上国においては、環境法制度・基準自体は先進国に遜色がなくとも、モニタリング能力、強制力、インフラ設備が不足しているため法の施行が難しく、遵守されないことがあります。

また、行政能力が不足しているために、基準・規制を遵守しない一部の企業を指導できず、環境が悪化するおそれもあります。このため、法制度内容と施行の充実、インフラの整備などが求められています。

我が国が発展途上国とEPA/FTAを締結する際に、環境技術の協力も視野に入れることが、貿易と環境配慮の内在化のために望ましいといえます。

FTA/EPAは地域における経済統合を進めるツールであるため、協定により貿易自由化に伴う環境面での悪影響を防止する規定を設けたり、相手国の環境配慮を促したりすることはできますが、その実効性の担保やより高度な環境政策を促すには限界があります。

相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るためには、専門家レベルや政府における様々な立場において政策対話を進めるとともに、技術移転も含め、相手国の継続的な環境政策の定着に向けて、積極的に協力することが求められます。

重点調査事項 : NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し、

- a) 東アジア地域を中心に活動するNGO/NPO等の活動内容、成果
- b) 政府や国際機関などによる取組との関係
- c) NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向について、調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

多様な主体が互いを尊重しつつ意見や情報交換を進め、連携の機会を拡大するために必要な方策等を検討します。

主な取組状況等

《東アジア地域を中心に活動するNGO/NPO等の活動内容、成果》

東アジア地域を中心として環境保全活動に携わるNGO/NPOについて調査を実施したところ、その活動分野については森林保全・砂漠化防止に従事する団体が多く見られ、特に北東アジアにおいては、砂漠地帯を含む地理的要因もあり、森林保全・砂漠化防止が半数を占めています。その他には大気・水・土壌環境保全、総合環境教育等が続き、また、リサイクルやゴミ問題等の循環型社会の形成や新エネルギーの導入による温暖化防止に関する活動もみられました。

活動の対象国別でみると、中国が全体の3分の1を占め、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム等が続いています。

活動形態としては植林などの実践活動、知識の提供・普及、あるいは調査研究などが主です。さらに、事業を通じて住民の生活向上につながる自主的活動を促す手法を採用することや、多言語を用いた環境情報サイトの提供、現地での人材育成などにより、地域社会における人々のライフスタイルや選択、価値観、態度に直接的または間接的な影響も与えていると思われます。

《政府や国際機関などによる取組との関係》

NGO/NPOが事業の遂行にあたり連携している相手は、主に国内外のNGO/NPOでした。

現地における実行業務、ノウハウ・技術面でのアドバイス、資金協力及び事業終了後の引き継ぎなど、援助的なものからパートナー型のものまで関係はケースバイケースです。

一部に国際機関との連携や現地環境保護NGOと共同で国際会議において政策提言を行っている団体が見られました。

連携に至るまでの経緯は、個人的パイプを通じたもの、会議等イベントを通じたもの、広範囲な情報収集により自らアクセスしていくといったものが大勢です。しかし、現地事務所の設置や専門家の派遣ができるなど体力のある団体以外は、言語の問題や認識のずれから、連携団体や現地とのコミュニケーションを充分にとることが難しいと感じている団体が多いという結果となりました。

今後の課題等

《NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向》

東アジアにおける環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、そうした支援を行う日本のNGOの活動はますます重要となっています。

しかしながら、環境保全を主な目的として国際的に活動する日本のNGO/NPOは数が限られており、資金・人材の組織基盤及び情報の不足といった問題への指摘が多く見られています。

事業実施の主な資金源としては、ほとんどの団体が助成金に頼っています。様々な基金や助成金のNGO/NPOに対する資金援助は2年程度で終了するために継続的な事業ができないなどの問題もあり、財政的な事情から安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、人材を定着させたりスキルを持つ有能な人材確保が難しい等の状況が伺えます。

他の民間団体や行政、専門家等との情報交換が行えるツールについても不足しており、また、現地で活動しているNGO/NPOではこのような国際環境協力に関するステークホルダー間の情報交換を促進することが非常に困難であるとの意見もありました。

そのため、コミュニティレベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などの有益な情報の提供などを行う必要があります。

また、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など政府機関との交流の促進、同じ分野のNGO/NPOとのネットワーク構築の働きかけなどを行う必要があります。

さらに、これらの課題を踏まえ、NGO/NPOに対して国として何を期待するのか、何が国レベルでできなくてNGO/NPOであればできるのかという概念を整理した上で、資金面も含め、NGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方策を戦略的に検討することが必要です。

- 2 その他

予防的な取組方法の考え方については、中央環境審議会総合政策部会での審議も踏まえ、第三次環境基本計画において、今後の環境政策の展開方法として重視すべきものの一つに位置づけられ、その中で、「予防的な取組方法の考え方を具体的な場面でどのように当てはめていくかということについては、国際的な議論の動向も踏まえつつ、検討していくことが必要」とであるとされています。

この考え方については、第三次環境基本計画策定後に関係府省による連絡会議が設置され、国際的な議論の動向の把握等について情報交換等を行い、いくつかの国際機関や各国政府の事例について、その時点での一定の整理が行われました。

今後は、今回整理した内容も踏まえ、個々の施策において、予防的な取組方法の考え方の反映を図って行くこととしています。

参考) 予防的な取組方法の考え方に関する関係府省連絡会議の構成員(平成19年9月現在)

- ・厚生労働省 安全衛生部化学物質対策課長
- ・厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室長
- ・農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課長
- ・経済産業省 製造産業局化学物質管理課長
- ・国土交通省 総合政策局環境政策課長
- ・環 境 省 総合環境政策局環境計画課企画調査室長
- ・環 境 省 環境保健部環境安全課長

おわりに

国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示する「21世紀環境立国戦略」が本年6月に閣議決定されるとともに、第三次生物多様性国家戦略の検討や循環型社会形成推進基本計画の見直しが行われるなど、各施策の基本的枠組みは充実されつつあります。

このような基本的な枠組みの下で各主体が連携した取組を総合的に進めることにより具体的な各施策の実効性を高める必要があります。

各分野における施策についても、第三次環境基本計画の策定以降のこの1年余の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられますが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況といえます。

そのため、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、これらの課題の解決に向けた環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが期待されます。

さいごに、繰り返しになりますが、この報告を踏まえた、中央環境審議会における点検結果が各界各層において活用され、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むことを期待します。